Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	十七世紀初期スペインの回教徒(モリスコス)追放問題の一断面
Sub Title	Some aspects of explusion of moriscos of spain early in the seventeenth century
Author	岩谷, 十二郎(Iwatani, Jujiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.30, No.4 (1958. 3) ,p.54(472)- 74(492)
JaLC DOI	
Abstract	On April 4, 1609, the consejo de estado made a legal determination on the expulsion of Moriscos, and the total number of those expelled from the peninsula during four years to 1613 reached 9000,000. It was the letter of the end of 1601 from Don Juan Rivera, Archbishop of Valencia, that urged Felipe III to expell all Moriscos from Spain. Then the Spanish government anthorities made an entire amendment to their traditional policy of apeasement and adaptation of Moriscos which had lasted since their conquest over the kingdom of Granada. And they adopted a policy to exclude them as an outsider which is likely to spoil the national and religious integration of the nation. The sessions of Juntas and the high bishop congress which were often held since then, decided the enforcement of the order, rejecting even the earnest appeal of the aristocracy and cortes of Valencia where they had then the largest number of Moriscos. In this article it is tried to give a brief sketch of the circumstances which led to the expulsion order, and also to make a study, through the Vatican documents, on the attitudes it maintained in the matter and on the opinion which the Pope Paul V expressed when the official announcement of the order was made.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19580300-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十七世紀初期スペインの回教徒追放問題の一 斷面

岩谷十二郎

パに於て占めていた從來の軍事・政治上の地位から全く顚落してしまつたのである。 さうして急速に、且つ緩慢に自ら崩潰していつたのである。 から遠去かり、オルテーガの評するところの所謂〝脊髓なきスペイン〟(España invertebrada)としての道を辿り、 る約一世紀の治世の間に、スペインはハマイカ島、ロゼリョン、フランデスを喪失し、ポルトガルと袂を分ち、ヨーロッ 五九八――一六二一)、フェリペ四世(一六二一――一六六五)、並にカルロス二世(一六六五――一七〇〇)の三者によ スペイン優越は表面的には一五九八年九月、フェリペ二世の死が契機となつて崩潰し始めた。續くフェリペ三世(一 爾來、スペインは西歐的近世意識

れてゐるが、それ以後、卽ちムデハレスからモリスコスと呼稱が變つてから追放に至る迄の凡そ一世紀と十年程の彼等 イン産業構造上極めて特殊な位置を占めてゐたのであり、從つて九十萬にも及ぶ追放の斷行はスペインに多大な經濟的 に就ては記述が至つて尠い。元來彼等は特に南部に於て高度の集約農業勞働者として、將、 徒に就てはレコンキスタ(Reconquista)とスペイン中世社會形成の面から、グラナダ王國攻略迄は比較的記述が行は ところでその端緒なる十七世紀初期の國內問題として先づ擧ぐるべきは、回教徒の追放であらう。從來スペイ 熟練工業勞働者としてスペ ン回教

損耗を與へたと見るべきである。この點はスペイン沒落の一因を探るものとして社會經濟史の立場から考察が加へらる

可きであるが、 遺憾ながらこれ亦從來比較的看過されて居り、今後の課題に殘されてゐる。

獨立意識を狹い政治的配慮にからませた結果にあり、一六〇〇年代に入つてから慌しさを加へた追放への動きは悉くそ 施行迄の經過の簡單な敍景の後に、スペイン回教徒に對する教皇廳の見解と、 の點より發してゐる。 しかしながら回教徒追放の直接的動機は彼等がスペインの國民的、 一方、教皇廳のこの問題に對する態度は極めて興味があるが、本論では、 宗教的統一を破るものと看做された結果と偏言 追放施行後に教皇パウロ五世の示した態 十七世紀初期から追放

度を二通のバチカン文書の紹介を兼ねて探つてみた。

- dos, Muzarábes, Muladies, Mudejares, Moriscos, Musulumános, 等がある。一四九二年グラナダ王國攻略以後、新に (Cristianos) に對する一般的意味での回教徒を指す時は Moros であるが、スペイン國內に居住してゐた回教徒には Renega-Marcelino Menéndez Pelayo, Historia de España, sexta edición, Madrid, 1950, p. 135 カトリック兩王の臣下となつた回教徒は、從來の Mudéjares (ムデハレス) 西歐諸國中、 Moriscos には受洗後、再び回教徒に立ち戻つた者や、偽裝洗禮を受けた者も含まれてゐる。 スペイン程回教徒と緣の深かつた國はない。 從つて回教徒を表はすスペイン語の語彙は數多い。 から Moriscos (モリスコス)と呼稱が變つた。 キリスト 敎
- \equiv Zacarias García Villada, S. J., El destino de España, Madrid, 1948, p. 197
- (|||) Ortega y Gasset, España invertebrada, Madrid, 1922.
- (国) Pelayo, op. cit., p. 145.
- (用) Pelayo, op. cit., pp. 145~146.
- demia de la Historia, Tomo CXXIX-Cuaderno I, julio-septiembre, 1951, Madrid, p. C. Pérez Bustamente, El Pontifice Paulo < Y la expulsión de los moriscos,: en Boletin de la Real

十七世紀初期スペインの回教徒追放問題の一斷面

(四七三) 五五

目標が置かれてゐたのである。 の方策が樹てられてゐた。時代の進展と共に、 スペインの人口中厖大なる數を占める回教徒に對してはカトリック兩王の時代から、 公民權停止を始め、 若千の威嚇が行はれはしたが、 宥和、 改宗、 同化を促進する一連 根本はやはり同化に

接近を禁止し、一五九三年にはアラゴンの回教徒には武器携帶禁止令が出されてゐる。 當局をひどく刺激し、その結果すでにフェリペ二世の治下である一五八二年にはバレンシアの回教徒に對し、 と通じ、ユグノーと通じ、場合によつては五十萬からの軍兵をトルコ皇帝に差し出す準備を整へてゐた樣は、 家への道を步んでゐた當時のスペインにとつて危險極まりなきものとされてゐた。 カゝ し回教徒は依然として回教徒としての習俗を墨守し、カトリック教を誹謗し、 特にスペインの歴然たる敵、 更に急激なる人口の増加は近世國 海岸への スペイ ル コ

からに外ならない。 0 諸困難が本國外に重つてゐる際、 しかし、 即ちフランデスに於ける戰鬪、 フェリペ二世は一五八二年のこの處分を國務會議 施策よろしきを得ざる時には、 イギリス人の攻撃、 ポルトガルとの合併、及びトルコ人、ベ (Consejo de Estado) 或は襲ひ來るかも知れぬ經濟的反動を深く懸念した の意見を無視して下命してゐな ルベル人の海賊行爲等

狀態を避ける希みから、 その後、 數回フンタ (Junta) 協調的解決に心を向けていつた。 が回教徒の改宗問題を審議する一方、 彼は教皇クレメンテ八世に、 國王は賢明な態度を保ち、 バレンシアの回教徒の赦免を目 急激な、 且つ危険な

アの大司教、 的とする恩惠的な布告の發令を乞ふた。一五九七年二月二十八日この赦免令は發せられたが教皇はその中で、パレンシ の布告は一五九八年、バレンシア回教徒全居住地區に宛て、教區本部から主任司祭、司祭を通じて彼等に傳達されたの なる異端、 行つたに過ぎなかつた。 であるが、 過誤、及びキリスト教への誹謗、その他犯してゐる法的罪惡からも赦免する》といふ權限を與へてゐる。 かかる大幅な恩惠的措置に對しても、當時回教徒のとつた態度は甚だ思慮に缺け、 並にトルトーサ、セゴールベ、オリウェーラの司教に對し、 或は彼等の推擧を得た聽問僧に對し、 何の感銘も得ずに散つて 《如何

ぬ程、一種の無政府狀態を現出してゐた。 (も) キリスト教徒に對する侮辱的行為は相變らず根强く、バレンシア、アラゴンに於ては、商人の旅行の安全を保證出來

十七世紀に入ると、 即ち、フェリペ三世の治下になると、回教徒に對する態度は一變し、フェリペ二世時代の溫和政

策は急轉して、積極的な排斥政策への移行が見られる。

六〇一年末、バレンシア大司教を當時兼ねてゐた總大司教ドン・ファン・デ・リベーラ (Don Juan de Ribera)

は國王に宛て極めて注目すべき書翰を提出してゐる。

な生活を許すならば、 の新しき國スペイン、 カトリックの信仰に對する彼等回教徒の嫌惡の情、 如何なる暴君の許にも馳せんとする願望も、 並に國王に抱く嫌惡、 憎惡の念も、將トルコ皇帝の許に、 及び頑迷な態度は全く牢固として拔き難く、同樣に彼等 極めて根强いものがある。》 或は彼等を本來の宗旨に屬しめ、

ペイン回教徒追放に決定的役割りを果した者はこのドン・ファン・デ・リベーラの他にフェ リペ三世と時の宰相フ

十七世紀初期スペインの回教徒追放問題の一斷面

(四七五) 五七

志を決定的に固めさせた者は、この書翰の主であるデ・リベーラ總大司教である。 ランシスコ・ゴメス・デ・サンドバール・イ・ローハス・レルマ公が擧げられるが、 就中フェリペ三世をして追放の意

國務會議はこれより以前、 一六〇〇年二月十九日に召集されたが、改宗の平和的遂行の研究を惰性的に主張してゐた

に過ぎなかつた。

にも氣附かれぬやうに》して申出た。即ち追放の方法について、彼の考へる適切な手段が知りたかつたのである。 しかしこの書翰にいたく驚愕したフェリペ三世はデ・リベーラ總大司教に對し、《極めて重大なる相談を、しかも何人

彼は一六〇二年一月二十四日附で第二の書翰を提示し、この點につき、答申してゐる。

として扱ふ事も出來、且つそれは見込みのある事だといふ識者の說もある》(10) 才以下の子供達は舊いキリスト教徒の家庭に分散され、彼等の間で教育されやう。 スペインから老幼男女を問はず、七才に達せざる男子、女子以外の一切の回教徒の追放をこの際義務と諒せられよ。 《我が主なる神の奉仕のため、 且つ陛下は國王にして、正義の下に己が諸王國を防衞し、保持すべき最高君主なれば 而してこれらの子供達を陛下は奴隷

ずる義務を國王は負ふものなり」と主張した》としてゐる。 **睲め、「良心に從ひ、且つ道德的罪科の下に於いて、スペインをかくも歴然たる危險から救ふため、** を真向から否定してゐるが、フォンセーカに一應從ふと、《あれ程回教徒の改宗に盡力してゐた總大司教は今や迷から フォンセーカは以上の書翰に加へて第三の書翰の存在を擧げ、その記述を參照してゐる。ブレーダはその書翰の存 必要なる諸手段を講 在

ブスタメンテはブレーダに同調し、この第三の書翰を論ずる事を無意味と極めつけ、このやうな説は追放の惡評を減

ずる役割りを少しもつとめてゐないと反駁を加へてゐる。

決された。 ら開始する事に決定した。 こで追放への第一步を踏み出すに至つたのである。 國務會議は一六〇二年一月三日に開會され、デ・リベーラの第一の書翰を中心に討議した結果その趣意を採擇し、 同時に法案が提出され、 追放は先づ最も危險な存在と考へられてゐたバレ 次いで議長、 アルバ・デ・リステ伯と軍事行動の委細を計る旨、 ンシアの回教徒 議 カン

る總ゆるものとの接觸が明かであつたにもせよ、それに負ふた穩健政策が優位を占めてゐたのである。 等の方策も採られてゐない。この場合は、よし、 意する旨希み、又一六○四年のバレンシアのコルテスは同問題に就き種々解決方を歎願したにも抱はらず具體的 しかし事兹に至るも萬事手間どり、 追放は行はれなかつた。一六〇二年のバリヤドリーのコルテスは回教徒問題に留 それがトルコ、フランス、及び一般的に言つてスペイ ン王制に敵對す は

られ、 るが、 置により吸引する方の、 高位聖職者の間でも、 種々懇請を重ねてゐる。 それでも深刻な相違を見せてゐた。 個人的に教義問答運動を組織し、 回教徒問題の具體的解決に關しては、 積極的な側に立つて居り、 更に教皇クレメンテ八世、並にパウロ五世に回教徒居住地域の管區の繁營のた セゴールべの司教、 オリウェーラ、 フェリシアーノ・デ・フィゲローアは回教徒を平和 一應改宗の方法は究め盡されたものと思つてゐたのであ トルトーサの回教徒、 及びバレ ンシア大司教に に援け 的

バ V ドリツドに於てはフンタが屢次開かれてゐたが、 ンシアに於て高位聖職者會議を開かせた。 教皇パウロ五世は一六〇六年五月十一日、 國王は問題の重大性に鑑み、解決の一助として教皇をせき立て、 五ケ條の勅書を國王、バレン

め

十七世紀初期スペインの回教徒追放問題の一 斷面

> (四七七) 五. 九

る。 勸告している。しかし、如何なる理由からか、この勅書は二年以上も保留され、この席上では發表されなかつたのであ ふ事が神の

意志である事に

想を致すべきである。

それ故、 配慮を致すやう激勵を與へてゐる。 に至らぬとて、 シア大司教、 並にト 恐れるには價しない。何となれば神の判斷は眞に深淵であるからである。先づ吾人は總ての者を救ひ給 ルトー サ セゴー 卽ち、大司教に宛て《この原因故、 ルベ、オリウェーラの司教宛て發し、大事に臨むに、先づ嚴正を極め、 吾人の一切の行動は嚴正を極めたものでなくてはならぬ》 創められたる諸事業が幸にも短期間に達成する 心の ٤

た》と記述を行つてゐる。 する一切の手段に反對してきた。それにもかかはらず、一六〇八年一月三〇日の記念すべき會議の席上、 が決定されるや否や、バレンシア貴族達の歡心を買ふため、これら回教徒の動産、並に農園を與ふる旨、 間の彼の動靜につき、ボロナートは、《レルマ公はフェリペ二世の治世中、諸候の臣民たる回教徒に關する諸權利を制限 ルなる大地主を、更に回教徒に負ふところ最も大なるバレンシア貴族を慰撫する方法を案出していたやうである。 した。この際はレルマ公の決定的な意志も强く影響してゐた。彼はすでに裏面工作として、富豪の回敎徒や、ベルゲー る事を宣言し、そのために司教區會議の召集を提言した。又國務會議は一六○八年一月三○日、全會擧つて追放を決定 會なるレオンの總司令官、 六〇七年一月一日及び十月十九日の二度に亘り國王の聽罪司祭フライ・ヘロニーモ・ハビエーレ、サンチアゴ騎 並にミランダ伯の三者の顧問官から成るフンタが開かれ、協議の結果、斷乎たる措置を執 回教徒の追放 國王に提案し

註(一) グラナダ王國攻略後、一四九一年十一月二十八日、十三世紀以來、 回教諸都市に與へられたと同様の 大幅な 方針が採 擇

六、ベルベリーア、その他の地域への移住の自由、(家族共。なほ國王に一人當り一ドウカートを支拂ふ條件) 卽ち、一、 回教習俗の維持、二、回教徒の刑事裁判權、三、火薬以外の武器の所持、四、 金、銀 の保有、 五、 土地 の 賣却、

作は回教法學者のみに限ること。 にキリスト教徒にせぬこと、五、意に反した戰役に從軍する義務から除かれること、六、宗教、 課税はグラナダ王國時代より過重にならぬこと、 一、ユダヤ人の如く、識別章を着けぬこと、一、回教法學者の許可なき限り、キリスト教徒は回教習俗に干渉せぬこと、三、 以上はスペイン側より與へられた條件であるが、この他、彼等の側から要求し、認容された條件に次の如きものがあつた。 四、何人に對しても、たとへ背敎者(キリスト敎の)に對してでも、 並に宗教教育からの年收の操 强制的

以上二種の協約は兩者により嚴肅に守られた。

彼等の深い理解者となり、 王時代は改宗事宗業が急速に進展した時代でもある。 (グラナダの大司教、フライ・エルナンド・デ・タラベーラの如きは アラビア語を修め、 回教徒も彼を慕つて續々受洗を申出で、 その數一日に三〇〇〇人に上つた事もあつた。 聖なる回教法學者と稱はれた程、 イサベラ女

Pelayo, op. cit., pp. 135~136.

- (||) Bustamente, op. cit., p. 119.
- (|||) Pelayo, p. 142.
- (国) Bustamente, op. cit., p. 220.
- 呈 Joan Damian de Fonseca, Justa expulsión de los moriscos, Roma, MCDXII.: en Bustamente, op. cit.,
- 3 Boronat (P,), Los moriscos espanoles y su expulsión, Valencia, 1901, t, II, p. 16. Bustamente, op. cit., p. 220
- (中) Pelayo, op. cit., p. 142.

セルバンテスのドン・キホーテに、 回教徒居住地域の様子が描寫されてゐる。

- (人) Cit. por Boronat, t. II, p. 35.
- (月) Fonseca, op. cit., p. 180, Bustamente, op. cit., p.

221.

(四七九) 六一

十七世紀初期スペインの回教徒追放問題の一斷面

- (| O) Fonseca, op. cit., p. 180. Bustamenta, op. cit., p. 221.
- [] Fonseca, op. cit., p. 180.

た。その際、誤まつて文書は二通であつたのを三通と言つたため、彼(フォンセーカ)はコンセーカは余に総大司教の文書を求めてきた。余はそれを當時ローマで大使を勤めてゐた、 **ゐるのである**: Bleda (J), Coronica de los moros de España, Valencia, 1618, p. 947 や参照するし、 彼(フォンセーカ)は三つの極めて重要なる覺害と呼んで 次の如き記述が見られる。 カストロ伯に渡してある旨、傳へ

- (| ||) Bustamente, op. cit., p. 222.
- Danvila (M.), La expulsión de los moriscos españoles, madrid, 1889, pp. 252~255. Boronat, op. cit.,
- (|图) Bustamente, op. cit., p. 223.
- (一用) Bustamente, op. cit., p. 223.
-] 长) Fonseca, op. cit., p. 76. Bustamente p. 224.
- ¹) Boronat, op. cit., t. II, pp. 178~179.

_

は、一應の結論を生み出すに至つた。開會當時未發表の儘に終つた敎皇パウロ五世の例の勅書はこの時になつて漸く發 表された。 數の神學者が諮問を受けた。この覺書、 國務會議の追放決定に先立つ八日前、 更に國王の書翰が讀まれ、 次いで、今更のやうに改宗の諸形式を提議せる宗教家達の覺書が發表され、又多 及び神學者の答申は、バレンシア貴族の利益を織り込んだ報告書と共に國王の 即ち、一六〇八年一月二十二日、引續き開催されてゐた前述の高位聖職者會議

許に送付された。

すことを恐れ、且つはスペインの裏切りに對する回教徒の反抗、 の速やかなる決行を下命したのである。 しかしすでに心中深く期してゐた國王は、今や彼にとつてはさほどの價値もないこの趣意が自分の聖なる決意を鈍ら 彼の執つたこの措置は自ら企てた高位聖職者會議の決議を輕視して、 及び決斷の徵を見た結果、 V ルマ公の要請通 前述 り の國 追放

り、 P が、 務會議の議決を採擇したことに由る。 でにモンソンのコルテスで、 的にその約束を國王から得た譯である。 1 は 叛亂が他國のエネルギーによつて起きてゐたら、 イ 翌一六〇九年四月四日に開催された國務會議は、 タリア、 リョはレルマ公の追放に果した役割りを賞讃し、《一六四〇年、 從來回教徒の保護者を以つて任じ、追放を大いに 非難してきた 諸侯、 說によると五百萬レアールに上つたと言はれる。十九世紀末、 王權への協力振りを露骨に表はすに至つた。レルマ公及び彼の息子達の追放からの收得は、 彼等の君主である 諸候は恰も 眞の損害を蒙つた 者として、それらを手中に 諸候の蒙る損害を和らげやうといふ、レルマ公の提議も、 フランスに於ける戰亂、 飢饉、 土地荒廢の際は、 從屬軍團の崩潰等の困難に直面した際、 即ち回教徒は自分の雇人及び一切の農園とともに、動産の持窓を禁止された 一體どのやうな事態がスペインに招來されたであらう》と述べてゐ 前年の議決を確認し、該問題を決定的に決濟した。更に回教徒追放 代りに肥沃な王室領を、 同様に、 ブルボン家再興を計つたカノバス・デル・カスティ スペインがカタルーニア、 並に barones は彼等を捨てて顧みなくな 確認されるに至った。 若し、アラゴン、 獲得する權利を得てゐたが、ここで確定 收めることが出來た。この決定を見る ポルトガル 五十萬ドウカード、 V バレンシア貴族はす ン シアの 0 離叛、 教徒の總 並に 或

十七世紀初期スペインの回教徒追放問題の一斷面

四八一) 六三

の諸港及びカルタヘーナ港から乘船を餘儀なくされてゐる。 教徒は三十日以內に、サン・ヘルマン候、ドン・ファン・デ・メンドーサの指揮の下に一六一〇年一月十二日に八萬人不認 船積みされたのである。 程追放され、ムルシアからはドン・ルイス・ファハールドの指揮下に一萬六千人が追放されてゐる。アラゴン並にカタ れてゐる。バレンシア回教徒追放以後、 ル伯、ドン・ベルナルディーノ・デ・ベラスコの指揮により一萬七千人が、又、別に二萬人以上の者がアンダルシーア IV ーニァからは計十一萬四千人に上る回教徒が同年五月二十三日に追放されてゐる。 六〇九年九月二十三日、 追放は一六〇二年に於ける國務會議の決定通り最も危險な存在とされてゐたバレンシア在住回敎徒から開始された。 しかし追放による彼の收得にはさすがに疑問をさしはさみ、《追放により齎された最悪の事柄》と斷じてゐる。 爾來一六一三年迄の四年間に一說によると、九十萬人に上る回教徒がイベリア半島から驅逐さ フランデス戰の勇將、ドン・アグスティン・メヒーアの指揮の下に三日間に七萬の回教徒が 各地の回教徒の追放は順調に行はれ、主なものを拾ふと、アンダルシーアの回りのですがいる。 カスティーリアからは、 サラサー

護者の承諾の下に殘留を許可されて居り、その數も一應は九十萬人中に含まれて然るべきものであつたと考へられる。 との差に就いては如何やうな説明がなされて然るべきか。それにはバレンシアの回教徒追放の際の、 實な數の算定は困難である。 くてはならない。 追放を受けた者の實數に就いては、 キリスト教徒による暗殺、 更にデ・リベーラ總大司教の進言を認めた結果、四才以下の兒童は兩親、 しかし乘船前、 それに對する報復の結果生じたる損耗、 一説には五十萬とも言はれ、一説には前述の如く九十萬とも言はれてゐるが、 追放該當者は九十萬は確實にゐたやうである。 又抑留中の飢、 疲勞による死等の數を重視しな 若しくはそれに代るべき保 然らば九十萬人と五十萬人 恐るべき混亂と騒

十七世紀初期スペインの回教徒追放問題の一斷面

又一時的にもせよ、バレンシア回教徒追放の際、農業技術指導の目的の下に百家族に就き六家族を殘留させてゐる。こ れもやはり九十萬人中に含まれてゐた數と見てよいのではなからうか。換言すれば、九十萬人という數は追放直前、ス

ペイン全土に在住してゐた回教徒の總數と看做して差支へないであらう。 ユダヤ人追放、アメリカ植民等を併せ考へる

と、十七世紀のスペインは厖大なる人口を喪失した譯である。

- Bleda, Corćnica, p. 975.
- 一六〇九年四月四日に於ける国務會議の決議。en Danvila, op, cit., p. 275.
- Danvila, op. cit., p. 293.
- Bustamente, op. cit., p. 226.
- 金 p. 97. Bustamente op. cit., p. 226 一八七八年、マドリッドでドン・エドアルド・サアベドウラの論に應へたもの。 Real Academia Española, Madrid, 1878,
- 3 Real Academia Española, Madrid, 1878, p. 97. Bustamente op. cit., p. 226.
- (±) Pelayo, op. cit., p. 143.
- Pelayo, op. cit., pp. 144~145.
- (九) Bustamente, op. cit., p. 226.
- \bigcirc Pelayo, op. cit., p. 143.
- Pelayo, op. cit., p. 143.

局は如何なる反應を示したか。本論の目的の一つであるその態度に就き、 スペインのとつたこの餘りにも嚴酷な處置は全ヨーロッパに亘つて根强い攻擊的輿論を惹起した。 以下フェリペ三世治世に關係あるバチカン二 別してバチカン営

文書を通し、若千の考察を加へていきたい。

スペイン回教徒追放に關聯せるバチカン文書は極めて寥々たるものであり、此處で假に名付けた第一の文書には日附に、こ

見當らない。

直接にバチカンの見解、

態度を覗くには、この僅かに殘された二文書を利用する以外、妥當な方法が

すら缺けてゐる。

する旨明示されてゐる。更に從來ややもすればとられてきた迫害的措置と、回教徒を魅きつけるには餘り適當とは思 第一の文書には、回教徒對策としては、改宗を通じ、キリスト教の持つ慈悲と温和な環境を與へる事を以つて最上と

れぬ教義とカテキズムに對し眞摯な批判が加へられてゐる。

印度で、その地の主であるが故に信仰弘布に盡瘁してゐる現狀を强調し、カトリシズムを基調とする國家の良心 てゐる。君主制の保全という面では、 さうして回教徒の改宗に意を注ぐ事は、國としての良心と、君主制の保全の二つの動機から必要であると說く。 彼等は眞の信仰及びスペイン國王を知る良心を抱いてゐるとし、 確かにキリスト教徒に對する回教徒の嫌惡は周知の事實である事を認め、 國王は、義務として本土外のフランデス、 並に西 又戰場 に訴へ

っても强く戒めなくてはならぬと强調してゐる。 びその宗教に對する罵詈を全面的に控へるべきであり、よしんばこの事が彼等の教義の虚偽を指摘することの妨げとな もかやうにして信仰を説いたのである、 るべきである。 改宗が必須條件であると說いてゐるのである。 る事も至當である旨認めてゐる。そこでこの懸念を拂拭するには、同化政策による以外ないとし、 へも赴かず、 印度移民にも加はらぬ結果、キリスト教徒の減少に反し、飛躍的に増加した彼等の數から、暴動を懸念す 柔和な、愛情に溢れた言葉を以つて主日每に教義を說くべきである、と述べ、聖使徒ペテロ及びパウロ と附け加へてゐる。 即ち彼等回教徒を離叛させるが如き侮辱的言動、及び粗雑な扱は避けら 更に彼等を激怒に誘はないやうにするには、 その同 マホメット及 化 にはやはり

ここで當文書は回教に對する見解を二點に要約して表明してゐる。

strano quel che sono. L'altro di cose non cosí chiara et scuocertamente contrarie a la ragione) 🔊 いては明白ではない上に、 それによると、 第一は 《自ら示す如くその敎は餘りにも非道であり、 理性と相背馳してゐる》(l'uno di cose tanto bestiali 人倫に著しく反してゐる》 che da 第二は se stesso dimo-《その敎につ

言ふのである。

教者は論駁の材料に、 に混入してくると。第二の見解、 の蒙昧さと非道を悟り、 この第一の見解に關聯して次のやうに言及してゐる。この方法、 それを用ひてはならぬと說く。 自分達の豫言者に就いての過誤を認識し、 即ち回教教義は理性と相背馳すると規定した點に關聯して述べるところを見るに、 理由として彼等は錯雑した論議の追求能力が甚く劣つてゐる點を キリスト教的習俗、 即ちキリスト教の説教によれば、 並にスペイン國民意識の諸規律 彼等は何時 2自己

十七世紀初期スペインの回教徒追放問題の一斷面

(四八五) 六七

からなる信頼は、 更に世界の半數以上の人口に支へられてゐる回教の現狀から、 反對論據より强力であるから、といふのである。 その論駁は强く作用しないであらうし、 その多數

に 又主日には特に子供を集め、 ものであるから、と附言し、當時各地に於いてまちまちに行はれてゐた回教徒の教化運動に力强く訴へてゐるのである。 附か に 模範を垂れねばならぬ、 らの者はおしなべて無學文盲の徒である故、 べきであり、 棄て去つたが、 聖畫の場合を擧げ次の如く述べてゐる。 はベラルミーノ樞機卿のものを推す旨述べ、まことに細かな點に至る迄、改宗の手段につき助言を與へてゐる。 は細心の注意を以つて、 しかしながら反對論據の開陳を明瞭に行はずして、全く逆の眞實を示す事は一層優れてゐると勸獎し、具體例に聖像 ぬ者は、 更にどちらが偶像崇拜から遠いものであるか教へられるに至るのである。かやうにされてもその過誤に氣 偶像崇拜の何たるかを知らぬ者と言へるが、 賢明なる說教者はこの事が誤ちである事を明確に教へずして、それらの使用の便宜を傳へる事に努める と說いてゐる。さうして出來得べくば說敎はローマ公敎會のカテキズムに沿ひ、 一致するやう配慮すべきである、と述べ、キリスト教の眞實は自ら光輝を放ち、 教義を説明し、 即ち彼等は偶像崇拜の一形態と速斷した結果、 ローマで行はれてゐる如く、褒美を與へるやうにと言ひ、說教のテキスト 道德、 理性に基づく行爲の模範、 その過誤を知つた者は迷蒙から目睲めるであらう。 並に彼等總てに容易に理解されるやうな 聖像、 聖畫に基づく崇敬の念を 且つその説明 闇を照らす 尚、 これ

說 いてゐる。 更にこの第一の文書は改宗後の保全策にも觸れ、 他方、 每年一月中に主任司祭は改宗者に簡單な確めを行ひ、より低い境遇の者に施與を行ふやう命ずべきであると 改宗に當り、 司牧者はあらん限りの慈愛の念を以つて事に對處すべきであることを重ねて强調し、 婚禮は當事者が十戒と信仰個條を認めざる限り許すべきではないと 彼等總

てと、 又個々と言葉を交へ、さうして彼等を疑惑と過誤から導出すべきである、 と結んでゐる。

祭の間で、 た。 二文書の出版を奬めてゐる。 尚マホメットの掟に理論的に挑戰するのに參考となる書籍は當時尠なかつたので、 更にそれに加へてピオ二世が大トルコ皇帝に宛てた書翰をも併せ版に付すやう提言し、 書物なるものが興味あるものになり、 即ち、一つはトルケマーダの説、 且つ巧く配分されるやうにとの配慮から、 他の 一つは 或る ドミニコ派僧侶 の手に成 るものであつ 底本として、バチカンに存在する おしなべてそれらは回教司 他の冊子と共に四卷のうち

れ である、 結びとして、頑迷なる回教徒の良心を搖り動かすには、愛情籠めた言葉のみに賴らず、 神の奉仕の大いなる仕事が成遂されるであらう、 と說き、 時的には適當な結果を招來しなくとも、 と言ふのである。 忍耐を續け、 目的を捨てずにゐれば、 時には或る程度の 必ずや期待は遂げら 贴 聲も必要

の一卷として出版するやう附言してゐる。

回教徒追放は一六〇九年である。 間 て殘された點は、 もこの文書に盛られた態度は果して持續され得たかどうか。 同 以上、 化 的意義を決定する證據としては稍不充分に思はれる。 政策の推進にあり、 第一の文書の簡單な紹介を行つたが、これによると教皇廳のスペイン回教徒に對する公式態度はあくまで宥和 當文書の日附のことである。 そこには何等の作爲も見られないと斷言してよいのではないかと思ふ。しかしながら問題とし この間に記されたものとは思へるが、 フェリペ三世治世關係文書中に存在してゐたと言ふ丈では文書の持つ時 フェリペ三世の即位は一五丸八年であり、 この點を巡つて考察した結果所謂第二の文書を證據として 確實な年月は不詳である。 追放斷 第一 回のバレ 行直前 ンシア

十七世紀初期スペインの回教徒追放問題の一斷面

とりあげた次第である。

紹介の前にこの文書の成立事情につき簡單に述べなくてはならぬ 要約すると、第二の文書には論議の的となつた追放處置に、教皇の示した完璧な態度が記載されてゐる。

リア神父の援助を受けた結果、 とらざる極めて聖なる、且つ賢慮に溢れたる處置、 の意圖から遠いものであつた。すでに前述の如く、デ・リベーラ書翰を三通と敷へたり、追放を從來キリスト教國王の 來ず、無智であると極めつけ、 し、自著の Corónica de los moros de España に一章を設け、スペイン回教徒の史料に關する限り、彼は信用出 に飜譯され Del giusto scaciamiento de' Moreschi da Spagna と題されて出版されたが、 これは甚だブレーダ を著はした。それは一六一一年、卽ち、原本がスペインで發行される一年前に、コジモ・ガーチの手によりイタリア語 ーダ神父の命により一六〇九年九月ローマに移り、 Justa expulsión de los moriscos de España と題する一本 追放處置の記錄のため、 ポルトガル出身のドミニコ派僧侶、フライ・ダミアン・フォンセーカは會友、ハイメ・ブレ 明快なる上記の一著を著はすに至つたのである。 自身は反論として夥しき史料を驅使し、更に回教徒に關する情報の面で友人のイステー と評してゐたからである。ブレーダは假借なくフォンセーカを攻擊

る。本論で假りに名附けた第二の文書とは實はこの書翰の一節に記されてゐる一文を指すものであり、 を最も明確に傳へてゐると思はれるものである。 本書には一六一一年八月二十五日附で聖廳國務省の某樞機卿に宛てたピエトロ・パヴォーニの書翰が記載されて みなき 教皇自身の態度

二箇の章句の削除を命じたといふのである。即ち、 内容を瞥見すると、 前記のフォンセーカの原著を識つた教皇は、 第一はカトリック國の回教徒受容の拒否の決定についての言及であ 追放問題に關する一切の責任の存在を否定し、且つ

り、 第二は彼の權威並に同意の下に追放の實現を見た、といふ件りである。

この第二點は本論の主目的の一つでもあるので、左に大要を紹介し、註に本文を掲げてをく。(カ)

分を缺いてゐる事は教皇にとり好ましからぬ事であり、別して同じ史書に見られる追放が、教皇の權威と同意の下に施 を述べた。 行されたといふが如き件りは、 《教皇聖下はスペイン回教徒追放に關し、教皇廳の友人の手になる史書に記されたるその部分につき考へられた結果 即ち、 教皇はキリスト教國に於ける該處置の實現を望まれなかつた。 削除されて然るべき事柄である。と、事實、 貌下の御承知の如く追放實施後迄、 かかる事實に鑑み、この史書にこの部 何も報

に盛られたヴァチカンの公式態度は、 以上で判る通り、教皇は追放斷行後初めてその事實を知つた點を强調してゐる。これに基づくと、 實は追放直前に至るも生きてゐたと見て差支へなからうと思ふ。 先程 の第 の文書

告を受けて居られなかつたのである》

戡(一) Bustament, op. cit., p. 219.

- La necesità che ciè d'aggutar l'anime di Moreschi di Spagna, Archivo Secreto Vaticano, fondo Borghese II-223. Bastamente, op. cit., pp. 227~230.
- \equiv Longás, Vida religiosa de los moriscos, Madrid, 1915, p. LXX, nota 2. に從ふと *バレンシアで編輯され 教教義集で、回教徒を對象としたものであつたが、内容の貧弱さに加へて文法的誤りが多く、 丰 スト教的敬虔さを振起させるのには不充分であつた。 とある。 信仰の傳達並に未信者の精神に y ス
- カ IJ 世の信任を厚くしてゐたド ック司祭の回教への誹謗、 或は回教徒に對する扱ひはひどかつたやうである。 ン・フランセス・デ・アラーバの證言を引用してゐる。Longás op. cit., p. XLVIII. П ンガスはパリ 駐剳スペ イン大使でフェ

十七世紀初期スペインの回教徒追放問題の一斷面

(四八九) 七一

脅威と威嚇を間斷なく行ひながら歩く。余とグラナダで談話を交した人達、並にかかる方法で、說敎する人達の大部分は回敎徒筋肉の震へが止まらなかつた程である。聖なる行事から離れて後、僧侶達は、回敎徒以上の傲慢さと卑猥さを以つて、又一種のに口汚き、卑、猥な身の毛のよだつやうな言葉を以つてし、更に神に對し無禮、不敵な振舞を以つてした。その物凄さは、正に 彼等の宗教に對する記憶と愛惜を放棄させるのに非常な障碍となることは窺へるが、余は 以上述べた冷酷な態度こそ、彼等の 反抗の主因になつたと痛感するのである! の頑迷さは婦人に對する回教風の習俗、及び彼等に委せてある若干の回教儀式に基因してゐると主張する。事實、その儀式は 人々及び " 祀 日、 且つ彼等を良く指導するため、適宣な措置をとらうとする司祭を見た事がない。寧ろ、彌撒の後、屢、彼等が、 又他の日に屢々余は多くの敎會堂を訪問したが、そこで散々な目に遭遇した。余は、 その妻が正しく跪座してゐるか否かを檢するためホスチアとカリスの最中動き廻つてゐるのを目擊した。 かの人々 (洗禮回教 彼等に語る

tissimo destierro de los Moriscos de España で述べてゐる點も興味深い。 Longás, op. cit., p. LXVI 又アラゴンの回教徒追放の記述に關聯して、グアダラハーラ神父 (P. Gnadalajara) が自著 Memorable explusión y jus-

ではなく、又數の上から見ても極く僅かの存在である。從つて これ等の者達の復歸の根を耕作する方が、遠く日本へ赴くより も餘程効果がある。別に國王陛下を拘束してゐる譯でもないのに、神と國王の敵に 十萬の回教系スペイン人が渡され、 近づけることが如何に利益あることであるか。キリスト教徒獲得の面から言ふと、彼等はバレンシアの 者達と同列に置くべき ビア風ではなく、バレンシア回教徒のやうな 狡猾さを持たず、ベルベル人の歩哨でもないのであるから、スペイン人の特徴に 菊園を耕作すべき必要が生まれる。吾人の間で生を享け、吾人の民族性、習慣、行動の裡に 育くまれ、 二十萬以上の、行きたがらぬ、 *生粹のスペイン人キリスト教徒の場合でも西班牙の山中で成長したために、 敷々の無智と重大なる缺陷を具へてゐる事 故に靈魂の正しき人士により布教、教化事業が行はれる事は計り知れぬ利益がある。さうしてこれら 回教徒の未開拓の葡 しかも上記の理由から残留してゐても何等の危險のない人達をも渡さうとしたのである。 言葉も同じくし、 が あ

(用) Historia de la historiografía española, t. II, Madrid, 1944, p. 208

- (%) Bleda, op. cit., pp. 946~950
- (七) ブスタメンテの考證によると、敎皇パウロ五世はこの頃 モンテ・カバーリョの宮殿で夏季を過してゐた。 Bustamente, op.
- Archivo Secreto Vaticano, Serie Borghese 1-2, f°16. Bustamente, op. cit., p.

スペイン當局によつて 特別の責任事業と考へられた回教徒追放にバチカンが極めて僅かしか關與してゐながつた、といふサッスハス

證左は Boronat, ob. cit., II, pp. 408~409. に所収された文書からも窺へる。

それによると教皇は國王から回教徒問題の決定の通告を望んでゐるので、國王を決定的に 追放に踏切らせた諸動機を教皇に通使に任命された一六〇九年からのものを調べた結果、カストロ伯の、 一六〇九年十一月十二日附の國王宛書翰が發見された。 割に關する總ゆる雚類を 探捜するやう下命 がなされてゐる。この 捜索は《最大限の愼重 さを以つて》行はれた。 より一六一六年迄の大勅書及び 小勅書の目錄を確認するに至つた。しかし殊更に該事項に言及してゐるやうなものはなかつた "一七三一年十月十日の王室特許狀を見ると、リベーラ總大司教の授福の次第を述べる件と共に、 務會議の書類中、 同年月に於いて 回教徒を彼等の幼い肉親の許に 歸らせることにある》と傳えてゐるのである。以上が、との件に關し確認し得た總てで 報じてゐる。 ローマと交渉せる國家通信を確認するに至つた。特別な注意を拂つてドン・ファン・デ・カストロが大 遂に該件に關するこの高僧の書翰が數通發見された》《特にこの件に關し求められた結果、一六○○年 さうして 《教皇は國王のとつた措置を自ら納得したい》 旨望んでゐるが 回教徒追放に於ける彼の役 《教皇の眞意は、 さうして、

(九) si lasci questo partre in da historia, anzi, che si voluto dar ricetto nello Stato ecco. Intorno a che pare alla Stà Sua che non conuenga in modo Compagno del Mro del Sacro Palazzo dell'espulsione dei Moreschi di Spagna, cioè, che la Stà Sua non gli ha ha detto che ha fatto riflessioni sopra quel partre che si contiene nell'historia che scriue il debba leuare, como ne anco, che nella meda historia si narre

1611. cosa alcuna senon doppo il fatto, como V.S. Illma sà, et le bacio humilisste le mani. Di Me Cauallo li 25 agosto da espulsione sia stata fatta con autorità o consenso di S. S'a poiche non le fù communicato ne detto

Di V.S. Ill^{ma} et R^{ma} Humiliss' e Devotis^{mo} S^{re}, Prétro Pavoni

結

ベルベ 數に上る追放回教徒の運命についてはその記すところ又極めて尠い。大部分はベルベリーア到着後、 體に漲つてゐた民族、 て、軍事、 解釋さるべきであることが判明する。しかも經濟上の顧慮を犧牲にしてまでも追放を斷行せねばならなかつた主因とし 默の了解の裡に行はれたといふ説は全く誤りであり、一節、二節で叙景した如く、スペインの純然たる國內問題として 十七世紀初期に行はれたスペイン回教徒の追放は以上の素材を考察した結果、一部史家の斷ずるが如き、 ル人に惨殺され、 政治の兩面からの考察に加へて、ローペ・デ・ベーガ、セルバンテスによつて代表される當時のスペイン全 宗教的統一への熱望が偏狹な愛國主義に結びついた點も考慮に入れねばならない。 奴隷にされ、又盗賊と化し、或は地中海の海賊と化したものが多かつた。 宗派を同じくする 尙、厖大なる 教皇廳の暗

법(]) Pelayo, op. cit., p. 148

[]) Pelayo, op. cit., p. 145.

(本稿は昭和三十二年十一月三日京都大學西洋史讀書會で發表したものに若干の加筆を施したものである)